

# 企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業 業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

## 募 集

この業務に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

### 【主なスケジュール】

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ・公募開始      | 令和5年12月27日（水）    |
| ・質問提出期限    | 令和6年1月10日（水）午後5時 |
| ・参加申出書提出期限 | 令和6年1月22日（月）午後5時 |
| ・企画提案書提出期限 | 令和6年2月5日（月）午後5時  |
| ・プレゼンテーション | 令和6年3月上旬         |

## 1 業務名称

企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 業務目的と概要

少子高齢化が進み労働力が不足する中、女性の活躍を推進することは企業の成長にとって不可欠である。女性をはじめ多様な人材（ダイバーシティ）の能力を発揮させることで、イノベーションが生まれ、業務改善や生産性向上につながり、企業価値も高まっていく。女性が活躍できる企業は、女性をはじめ意欲のあるすべての人が活躍できる企業であり、女性の活躍推進は、社会全体の活性化にもつながると考えられる。

本市では平成26年度から、法令の遵守に留まらず、女性にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等を、一定の基準に則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組が広く普及することを目的として、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証を実施している。

また、平成29年度から中小企業における女性活躍推進の取組を促進・支援するため、取組初期段階の意欲的な中小企業をチャレンジ企業として認証することとし、制度の拡充を行った。さらに、平成31年（令和元年）度から、女性活躍の取組が進んでいない中小企業等に対して女性活躍の重要性の理解を促すため、アウトリーチによる啓発・取組支援を実施している。

令和4年度からは、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の適用事業者が、従業員数101人以上の事業者に拡大され、女性活躍の取組を進める意義や必要性が、より一層多くの企業等において浸透し、男女ともに働きやすい職場環境の整備が図られることが求められている。

こうした状況をふまえ、特に中小企業等に対する女性活躍の重要性の理解を促すアウトリーチによる啓発、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」及び「チャレンジ企業」の認証・支援、認証企業を対象とした先進事例の紹介や企業間情報交換等の機会の提供、大学生等が女性活躍に対する関心を高めるための事業を実施するとともに、企業の経営管理者層や、広く男性・女性等、ターゲットを絞った啓発・情報提供を目的とするイベントを、適時に、時勢に適した方法により実施する。

《参照》

#### ・ 認証制度内容

大阪市ホームページ：「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証への申請を受け付けています (<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000282105.html>)

#### ・ 認証状況

女性の活躍情報発信サイト「きらめく女性の応援ひろば～未来へレディ go!～」:

「認証企業とは?」 (<https://osakaladygo.info/ninsho-2-2>)

### (2) 業務内容

- ・ 事務局の設置・運営
- ・ アウトリーチによる企業等への啓発・勸奨
- ・ 取組支援
- ・ チャレンジ企業の取組支援
- ・ 認証企業への支援

- ・広報周知
- ・女性のキャリアアップ、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家庭参画等への支援事業の実施

※ 詳細は別添仕様書のとおり

- (3) 事業規模（契約上限額）  
金 20,714,348 円（消費税を含む）
- (4) 契約期間  
令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
- (5) 履行場所  
大阪市内
- (6) 費用負担  
受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法  
大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の規定に基づき、委託契約を締結する。  
契約内容は本市と協議のうえ仕様書及び企画提案書に基づき決定する。  
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
- (2) 委託料の支払い  
業務完了後、業務完了届を発注者へ提出し検査を行ったうえで、受注者からの請求により支払うこととする。
- (3) 契約書案  
別紙参照
- (4) 契約保証金  
契約保証金 免除  
保証人 否
- (5) その他  
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

- (6) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない）
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
- ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 代表者及び構成員は、上記（1）～（6）の要件をすべて満たしていること。
  - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
  - キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

## **5 応募手続き等に関する事項**

- (1) 公募型プロポーザル応募にかかる質問について
- ア 提出期限  
令和6年1月10日（水）  
※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く）
  - イ 質問への回答予定日  
令和6年1月16日（火） 予定
  - ウ 質問事項
    - ・ 質問がある場合は、「企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託応募にかかる質問票」（別紙1）により、令和6年1月10日（水）午後5時までに「7（2）担当」へ提出すること。
    - ・ 提出は必着とし、メール・ファックスでの送信も可とする。ただし、メール・ファックスによる提出の場合は電話により「7（2）担当」へ送信した旨を連絡すること。
    - ・ すべての質問をとりまとめたうえ、本市ホームページにて回答を公表する。
- (2) 参加申出受付及び参加指名通知
- ア 受付期限 令和6年1月22日（月）  
※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く）
  - イ 提出書類
    - ① 公募型プロポーザル参加申出書（別紙2）
    - ② 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出前3箇月

以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可) (任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)

- ③ 印鑑証明書 (提出日前3箇月以内に発行：写し不可)
- ④ 使用印鑑届 (別紙3)
- ⑤ 申請内容確認書 (実印押印 要) (別紙4)
- ⑥ 団体目的等についての誓約書 (別紙5)
- ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可) (税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。)。ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑧ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税 (土地・家屋、償却資産) の納税証明書 (提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可)。ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑨ 委任状 (共同体での申請の場合のみ) (別紙6)
- ⑩ 協定書 (共同体での申請の場合のみ) (様式自由)

※共同体での参加の場合、②～⑧は各構成員分提出すること。

※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。

※申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

※上記⑦及び⑧について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 「7(2)担当」まで持参
- オ 参加指名通知 令和6年1月29日(月)(予定)付で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

### (3) 企画提案書の提出

- ア 提出できる企画提案書は1種類とする。
- イ 企画提案書は、A4版15枚(両面)までとし、様式は自由とする。ただし、別紙7を表紙として添付すること。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について具体的に記載すること。
  - ① 本事業に対する考え方
    - ・本事業の趣旨を十分に理解し、その内容を踏まえた提案とすること。
  - ② 企業等への啓発・勧奨・取組支援
    - a. アウトリーチによる企業等への啓発・勧奨
      - ・訪問等によりアプローチを行うための効果的・効率的な企業選定の考え方、企業側に女性活躍の取組の意義・メリット等が伝わる啓発・勧奨方法について、具体的かつ根拠を示して提案すること。
      - ・「三つ星認証」「二つ星認証」「一つ星認証」「チャレンジ企業」の認証件数の向

上につなげるための手法等について、具体的に提案すること。

- b. 取組支援
    - ・150社以上の取組支援、そのうち100社の取組進展、15社を認証（チャレンジ企業認証を含む）につなげるための手法等について、具体的に提案すること。
    - ・男性比率が高い業種への効果的・効率的なアプローチ手法について、具体的に提案すること。
  - c. チャレンジ企業の取組支援
    - ・チャレンジ企業の取組を進めるためのコンサルティング等による支援の手法等について具体的に提案すること。
- ③ 認証企業への支援
- ・先進事例等を学ぶセミナーや、企業間における情報交換・交流の場・機会提供の内容・手法等について具体的に提案すること。
  - ・認証企業の男性の育児休業取得促進に資する支援メニューを必ず行うこと。
  - ・認証企業と大学生等が働き方について意見交換・情報交流を行える場・機会となる取組の内容・手法等について具体的に提案すること。
- ④ 広報周知
- ・各認証企業との連携も含め、認証制度の認知度向上につながる制度内容の広報、企業の申請意欲を高めるような広報の内容・手法等について具体的に提案すること。
  - ・認証企業の知名度・イメージアップにつながる広報、求職者等に対して、認証企業の認知度を高め、魅力のある就職先として、認証企業の社会的価値の向上や人材確保の支援にもつながる広報の内容・手法等について具体的に提案すること。また、認証企業のステップアップ意欲が高まるように、女性活躍が最も進展している三つ星認証企業の広報は積極的に行うこと。
- ⑤ 女性のキャリアアップ、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家庭参画等への支援事業の実施
- ・企業における女性の活躍を推進するため、固定的な性別役割分担意識や性差に寄与する「男性優位」のアンコンシャス・バイアスの解消等に向けて、企業の経営管理者層や広く男性・女性等、ターゲットを絞り、意識啓発、必要なノウハウ等を学ぶ事業の内容・手法等について具体的に提案すること。
- ⑥ 本業務に取り組むための専門性
- ・本事業の内容を法制度等も踏まえ企業等に説明し、啓発・取組方法などの助言や取組への支援、認証申請を促すとともに、チャレンジ企業等の要望に応じ、取組が進むよう適切なコンサルティングを行うことができる専門性（経験やノウハウ、資格等）について記載すること。
  - ・女性活躍推進の分野における企業等の動向を把握し分析する専門性について記載すること。
- ⑦ 事業の実施体制
- ・当該事業の実施にかかる従事者の役割を示して、それぞれが従事する主な業務内容、事業内容を実現できる体制であること、業務の指揮命令系統及び各従事者の責任範囲を明確に記載すること。
- ⑧ 事業の効果、成果指標及び目標数値

- ・提案により実施する業務の効果を具体的に記載すること。
- ・数値化できる成果指標及び目標数値を設定し、どのようにして達成させるのか（手法やスケジュール等）について具体的に記載すること。
- ・目標数値の測定方法について、合理的かつ客観的な手法を記載すること。

⑨ 実施スケジュール

- ・本業務全般にわたる具体的なスケジュールを記載すること。

⑩ 経費内訳書（提案見積と積算根拠）

- ・積算内訳を詳細にし、積算の妥当性が分かるように記載すること。
- ・経費内訳書の主な項目は、人件費、交通費、事務局運営費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼金、広報費、会場費等とし、その他必要な経費については項目を追加すること。ただし、飲食費は委託料に含まない。

⑪ 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証を受けている場合は、それを証する書類

エ 受付期限 参加指名通知後から令和6年2月5日（月）

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く）

オ 提出部数 正1部、副（マスキング有）8部

※マスキング・・・申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）

カ 提出場所 「7（2）担当」まで持参すること

キ その他 事業者が特定されないよう、表現に注意すること

## 6 選定に関する事項

### （1）選定基準・配点

審査は、事業主旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1名の選定委員の1企画提案に対する配点（100点を満点とする）

	項目	配点
①	本事業に対する考え方	10点
②	企業等への啓発・勸奨・取組支援	15点
③	認証企業への支援	10点
④	広報周知	10点
⑤	女性のキャリアアップ、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家庭参画等への支援事業の実施	15点
⑥	本業務に取り組むための専門性	10点
⑦	事業の実施体制	10点
⑧	事業の効果、成果指標及び目標数値	5点
⑨	実施スケジュール	5点
⑩	経費内訳書（提案見積と積算根拠）	5点
⑪	「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証	5点

## (2) 審査・選定方法

- ア 審査・選定は、大阪市企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託事業者選定会議（学識経験者等有識者により構成）において行う。
- イ 選定委員は、(1) 選定基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。
- ウ プレゼンテーション  
プレゼンテーションは令和6年3月上旬に開催する。  
プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。  
プレゼンテーションの時間及び会場については、後日通知する。  
(時間の指定はできないので、予めご了承ください。)  
※プレゼンテーション時の追加資料、プロジェクター等の機器類の使用は認めない。
- エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準・配点」に示す「企業等への啓発・勸奨・取組支援」の得点が高い方を上位とする。なお、選定委員による平均評価点が60点（3名の選定委員の合計点が180点）に満たない場合は、評価点の合計点数が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

## (3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
  - イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「7(2) 担当」に提出することにより、審査結果の内容について説明を求めることができる。

## 7 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）



カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 担当

〒530 - 8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所 4 階北側

大阪市市民局ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課

電話番号：06 - 6208 - 7655 ファックス：06 - 6202 - 7073

Eメールアドレス：[ca0011@city.osaka.lg.jp](mailto:ca0011@city.osaka.lg.jp)